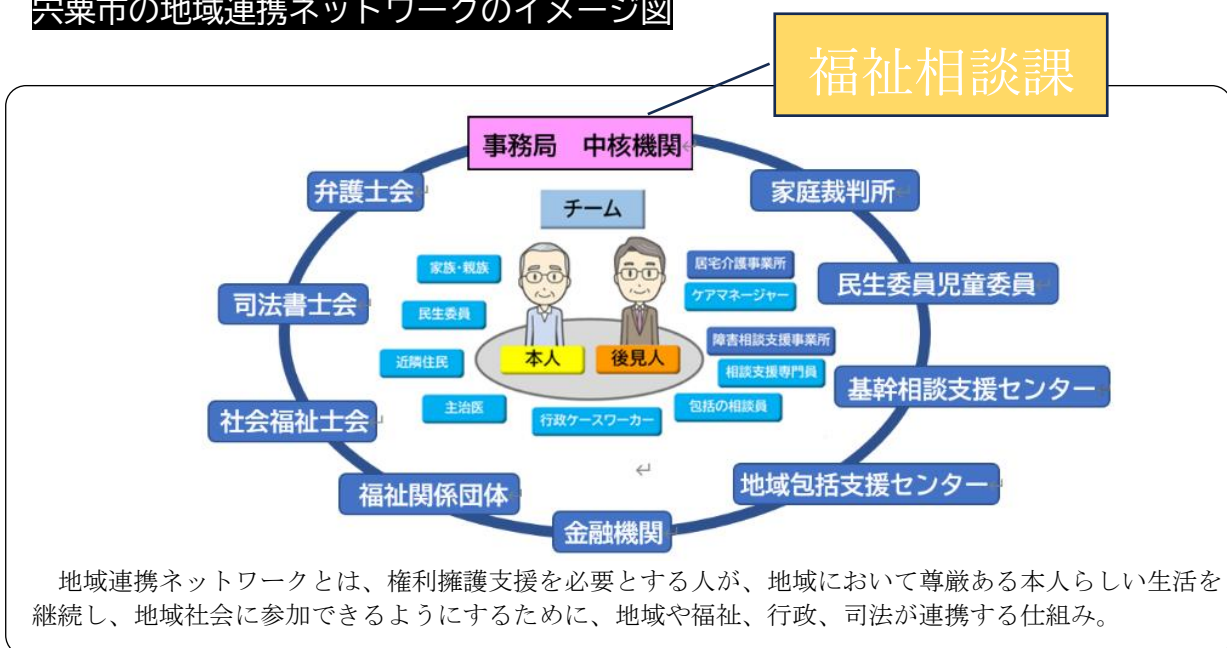


宍粟市成年後見制度中核機関の設置について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい及び精神上の障がいにより、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し支える制度です。このような権利擁護支援が必要な人を発見し、個々の課題に応じた支援につなげるためには、地域住民により近いところでの相談体制を充実させ、地域の実情に応じた適切な成年後見制度の運用・利用促進を行っていくことが重要と考えています。

つきましては、宍粟市では、「地域連携ネットワーク」づくりを主体的に実施し、権利擁護支援を必要とする人が、地域において尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、適切な成年後見制度の運用を行っていきます。

宍粟市の地域連携ネットワークのイメージ図



中核機関の機能について

中核機関の機能	事業内容（令和7年度）
広報啓発機能	各種研修会の実施（年2回）
相談機能	専門職相談（1回/月） 相談員：弁護士、司法書士
制度の利用支援機能	受任調整会議の開催（適切な後見人等のマッチング）
後見人支援機能	市民後見人・親族後見人への支援
制度の適切な運用機能	成年後見制度運営推進協議会の開催（年1回）
担い手の育成機能	市民後見人の養成・活動支援、法人後見実施団体の確保